

新型コロナウイルスの感染状況に応じ、会場変更などの株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。
<http://www.yellowhat.jp/corp/ir/>

第62期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2020年6月23日（火曜日）午前10時
 受付開始午前9時

開催場所

東京都中央区日本橋富沢町11番12号
 サンライズビル 3階コンベンションホール

議案

- 第1号議案 取締役6名選任の件
 第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する
 譲渡制限付株式の割当てのための報酬
 決定の件

目次

招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 取締役6名選任の件	5
第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に 対する譲渡制限付株式の割当て のための報酬決定の件	10
招集通知提供書面	
事業報告	
1. 企業集団の現況	12
2. 会社の現況	20
連結計算書類	32
計算書類	35
監査報告	38

「書面（郵送）またはインターネット等による
 議決権行使のご推奨

株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年6月22日（月曜日）午後6時まで

株主各位

証券コード：9882

2020年5月29日

東京都千代田区岩本町一丁目7番4号

株式会社 **イエローハット**

代表取締役社長 **堀江 康生**

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面（郵送）またはインターネット等による議決権行使を行っていただくようご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、賛否をご入力 of のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。なお、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性があります。満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知くださいますようお願いいたします。

記

1 日 時	2020年6月23日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区日本橋富沢町11番12号 サンライズビル 3階コンベンションホール
3 目的事項	<p>報告事項</p> <p>1. 第62期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第62期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役6名選任の件</p> <p>第2号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限られます。）。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の以下の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

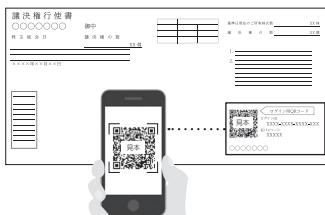
当社ウェブサイト (<http://www.yellowhat.jp/corp/ir/>)

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



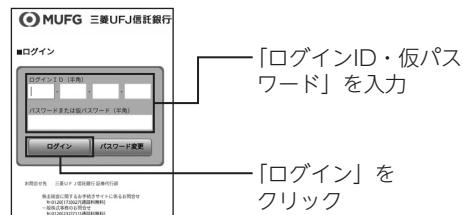
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

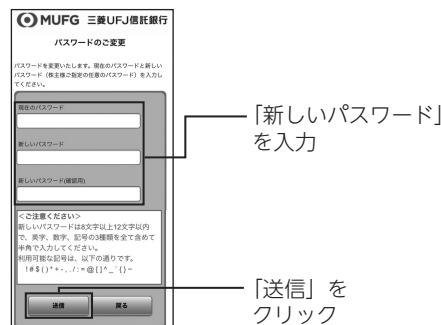
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	<small>ほりえ やすお</small> 堀江 康生	代表取締役社長	再任
2	<small>さとう かずゆき</small> 佐藤 和幸	専務取締役 店舗運営、ピットサービス、営業管理、店舗開発、賃貸事業、事業開発、支店、子会社（イエローハット事業、卸売事業）担当 (株)ジョイフル代表取締役会長	再任
3	<small>しらいし ただす</small> 白石 理	専務取締役 財務・経理、システム、人事・総務、海外事業、内部監査、コンプライアンス、子会社（イエローハット事業及び卸売事業を除く）担当 (株)2りんかんイエローハット代表取締役会長	再任
4	<small>きむら よしみ</small> 木村 義美	取締役 商品購買、物流、販促・宣伝 担当	再任
5	<small>みなたに ひでみつ</small> 湊谷 秀光	社外取締役 国会通り法律事務所弁護士	再任 社外 独立
6	<small>さいとう しろう</small> 齋藤 四郎	社外取締役 齋藤四郎税理士事務所税理士	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ほり え やす お
堀江 康生 (1952年1月27日生)

所有する当社株式数……………242,700株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1976年10月	当社入社	2005年7月	取締役 常務執行役員経理部長
1997年6月	取締役 営業管理部長	2008年1月	取締役 常務執行役員経理担当
2000年10月	取締役 営業副本部長 兼営業管理部長	2008年6月	常務取締役
2001年6月	常務取締役 営業本部長 兼営業管理部長	2008年9月	代表取締役
2003年6月	常務取締役 常務執行役員イエローハット事業本部副本部長	2008年10月	代表取締役社長
2004年6月	取締役 常務執行役員営業管理室長		現在に至る
2005年4月	取締役 常務執行役員運営本部長 兼ホールセール部長		

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

長年にわたり経営部門の主要な職位を歴任し、2008年10月に当社社長に就任以降、現在に至るまで社長を務め、成果を上げてまいりました。経営全般にわたる豊富な知見と能力は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 堀江康生と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

さ と う か ず ゆ き
佐藤 和幸 (1958年11月12日生)

所有する当社株式数…………… 12,300株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1979年3月	当社入社	2014年6月	取締役
1997年4月	仙台支店長	2017年6月	常務取締役
2001年6月	取締役 仙台支店長	2018年6月	専務取締役
2002年6月	執行役員仙台支店長		店舗運営、ピットサービス、営業管理、店舗開発、賃貸事業、事業開発、支店、子会社（イエローハット事業、卸売事業）担当
2005年8月	当社退職		現在に至る
2005年9月	(株) ジョイフル入社		
2010年6月	(株) ジョイフル代表取締役		

【重要な兼職の状況】

(株) ジョイフル代表取締役会長

取締役候補者とした理由

営業部門の主要な職位を歴任し、また長年にわたり(株) ジョイフルの経営を担い、営業や経営全般にわたる知識と経験を有しております。グループ全体及び担当事業の監督を適切に行うことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 佐藤和幸と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

しら いし ただす
白石 理 (1959年10月13日生)

所有する当社株式数…………… 32,520株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再 任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年 3月 当社入社
2001年 2月 マーケティング戦略室長
2004年 4月 海外事業部上級マネージャー
2004年 6月 執行役員イエローハット事業本部部长
2005年 4月 執行役員運営本部部长
2005年 7月 執行役員運営本部副部长
2006年 4月 執行役員運営本部部长
2006年 6月 取締役 執行役員運営本部部长 兼ピット運営部長

2008年 6月 取締役
2009年 6月 常務取締役
2011年 6月 専務取締役
財務・経理、システム、人事・総務、海外事業、内部監査、コンプライアンス、子会社（イエローハット事業及び卸売事業を除く）担当
現在に至る

【重要な兼職の状況】

(株) 2りんかんイエローハット代表取締役会長

取締役候補者とした理由

長年にわたり運営部門等の主要な職位を歴任し、事業についての豊富な知識と経験を活かすことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 白石 理と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

き むら よし み
木村 義美 (1961年7月27日生)

所有する当社株式数…………… 22,100株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再 任

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 3月 当社入社
1999年 9月 富士営業所長
2004年 3月 近畿・四国事業部長
2005年 4月 近畿・四国エリアマネージャー
2007年 4月 商品部長

2009年 4月 メンテナンス・アクセサリ商品部長
2009年 6月 取締役 メンテナンス・アクセサリ商品部長
2011年 3月 取締役
商品購買、物流、販促・宣伝 担当
現在に至る

【重要な兼職の状況】

取締役候補者とした理由

長年にわたり商品戦略部門等の主要な職位を歴任し、商品戦略全般に関する豊富な知識と経験を活かすことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。

(注) 木村義美と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

みな たに ひで みつ
湊谷 秀光 (1952年10月1日生)

所有する当社株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… 14/14回

独立

社外

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1978年 4月 河田法律事務所入所
1980年 5月 湊谷法律事務所開設
2013年 7月 霞が関法律事務所開設（パートナー）
（現 国会通り法律事務所）

2014年 6月 社外取締役
現在に至る

【重要な兼職の状況】

国会通り法律事務所弁護士

社外取締役候補者とした理由

過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 湊谷秀光と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 湊谷秀光は、社外取締役候補者であります。
3. 湊谷秀光は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、湊谷秀光との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、湊谷秀光が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、湊谷秀光を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

6

さいとう しろう
齋藤 四郎 (1946年11月25日生)

所有する当社株式数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 14/14回

独立

社外

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1965年 4月	関東信越国税局入局	2006年 7月	鎌倉税務署退職
1998年 7月	戸塚税務署副署長	2006年 8月	税理士登録
2002年 7月	東京国税局調査第一部特別国税調査官	2006年 9月	齋藤四郎税理士事務所開設
2004年 7月	東京国税局調査第二部調査第9部門 統括国税調査官	2016年 6月	社外取締役 現在に至る
2005年 7月	鎌倉税務署長		

【重要な兼職の状況】

齋藤四郎税理士事務所税理士

社外取締役候補者とした理由

過去に直接経営に関与された経験はありませんが、税務行政業務における豊富な経験と見識を備えておられることから、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分にはたしていただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。

(注) 1. 齋藤四郎と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 齋藤四郎は、社外取締役候補者であります。

3. 齋藤四郎は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

4. 当社は、齋藤四郎との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、齋藤四郎が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、齋藤四郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月23日開催の当社第48期定時株主総会において、年額240百万円以内として、ご承認をいただいております。また、上記の取締役の報酬等の額の範囲内で、2012年6月26日開催の第54期定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについても、ご承認いただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」という）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

なお、本議案が可決承認された場合には、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、既に発行済みのものを除き、当該報酬等の額の定めに基づく株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないことといたします。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額25.5百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上述の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において定める。

また、金銭報酬債権の支給については、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上述の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として行う。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数29,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の開催日から1年以内に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で当該譲渡制限付株式の総数を適切に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 退任時の取扱い

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

なお、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、本項の定めに基づく譲渡制限の解除がされていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなるときには、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

1 企業集団の現況**(1) 当事業年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の減速傾向がみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に全体的に緩やかな景気回復基調で推移しておりました。一方で、10月に行われた消費増税による個人消費の低迷、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の減速が懸念されるなど、先行き不透明な状態が続いております。

当カー用品業界におきましては、タイヤメーカー各社によるタイヤ値上げ前特需と消費増税前の駆け込み需要が重なり、9月まではタイヤの販売が大幅伸長したものの、10月以降はその反動減により売上が低調となりました。加えて、全国的な暖冬の影響により、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンなどの冬季関連商品の売上が大きく減少いたしました。一方で、危険運転に対する社会的な関心が更に高まったことで、前後2カメラタイプなどの高機能ドライブレコーダーの販売が好調に推移いたしました。

このような環境下におきまして、当社グループはカー用品・二輪用品等販売事業の一層の拡大を図るべく、新規出店を進めると共に、タイヤの販売強化策として、パンク補償やプレミアムタイヤ満足保証など実店舗ならではの品揃えとアフターサービスを充実させてまいりました。また、メーカーベンダー子会社であるジョイフルより「愛車をベストな状態で、より永く使って頂きたい。」をコンセプトとした、新エンジンオイル「エナジールブ」シリーズを2019年4月より販売開始するなど卸売事業の強化にも努めました。

当連結会計年度におきましては、消費増税後の反動減や暖冬によるスタッドレスタイヤなどの冬季関連商品の販売不振があったものの、ピットサービスの収益増加やドライブレコーダーの販売好調により、売上高は1,410億31百万円（前年同期比101.3%、18億30百万円増）、売上総利益は565億17百万円（前年同期比105.4%、28億95百万円増）となりました。

販売費及び一般管理費は、子会社店舗の増加に伴う人件費や賃借料の増加により、464億23百万円（前年同期比105.4%、23億85百万円増）となりました。

その結果、営業利益は100億93百万円（前年同期比105.3%、5億10百万円増）、経常利益は110億95百万円（前年同期比101.0%、1億8百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては73億34百万円（前年同期比100.1%、5百万円増）となりました。

売上高の主な部門別内訳につきましては、卸売部門は491億53百万円（前年同期比99.2%、3億99百万円減）、小売部門は824億68百万円（前年同期比102.4%、19億23百万円増）となりました。

	第61期 (2019年3月期)	第62期 (2020年3月期)	前連結会計年度比
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	139,200	141,031	1.3%増
営業利益	9,583	10,093	5.3%増
経常利益	10,986	11,095	1.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	7,329	7,334	0.1%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

カー用品・二輪用品等 販売事業

売上高

1,347億75百万円
(前連結会計年度比1.5%増)

<主要な事業内容>

販売子会社・関連会社及びグループ企業等に対し、カー用品・二輪用品等の卸売を行うほか、販売子会社・関連会社及びWebサイトにおいて小売を行っております。

当連結会計年度におけるイエローハット店舗の出退店の状況です。

国内では、2019年4月に有玉北町店（静岡県）、5月にトレッド神戸鈴蘭台店（兵庫県）、6月にトレッド札幌清田店（北海道）、大東新田店（大阪府）、7月に浜松森田店（静岡県）、西東京新町店（東京都）、8月にフレスポ稲毛店（千葉県）、9月に利府店（宮城県）、トレッド札幌新琴似店（北海道）、城陽インター店（京都府）、10月に洲本インター店（兵庫県）、大牟田店（福岡県）、新見高尾店（岡山県）、11月にトレッド246裾野店（静岡県）、福井空港前店（福井県）、トレッド山梨甲府店（山梨県）、津高茶屋店（三重県）、西舞鶴店（京都府）、東大宮丸ヶ崎店（埼玉県）、2020年3月にトレッド棚倉店（福島県）、トレッド高萩店（茨城県）の計21店舗を開店、2019年5月に鈴蘭台店（兵庫県）、6月に外環富田林店（大阪府）、7月に吉祥寺店（東京都）、8月に入間宮寺店（埼玉県）、9月に城陽店（京都府）、10月に246裾野店（静岡県）、11月に津店（三重県）、12月にトレッド福井丸岡店（福井県）、2020年1月に福山蔵王店（広島県）、トレッド石川小松店（石川県）、2月にトレッド太宰府店（福岡県）の計11店舗を閉店いたしました。

海外では、2020年1月に忠誠店（台湾）を閉店いたしました。

イエローハット店舗以外では、2019年5月にバイク館SOX八千代緑が丘店（千葉県）、6月にバイク館SOX甲府店（山梨県）、新甲府2りんかん（山梨県）、7月にバイク館SOX富田林店（大阪府）、9月に所沢2りんかん（埼玉県）、バイク館SOX狭山ヶ丘店（埼玉県）、2020年3月に小倉2りんかん（福岡県）、バイク館SOX小倉店（福岡県）の計8店舗を開店、2019年6月に甲府2りんかん（山梨県）、8月に入間2りんかん（埼玉県）、9月に環七南千束2りんかん（東京都）の計3店舗を閉店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、国内がイエローハット738店舗、2りんかん56店舗、バイク館SOX52店舗、海外がイエローハット3店舗の合計849店舗、イエローハット車検センターが7拠点となりました。

当連結会計年度のカー用品・二輪用品等販売事業の売上高は、1,347億75百万円（前年同期比101.5%、19億63百万円増）、セグメント利益につきましては、89億40百万円（前年同期比105.4%、4億58百万円増）となりました。

賃貸不動産事業

<主要な事業内容>

販売子会社・関連会社及びグループ企業等に対し、店舗用建物及び設備の賃貸を行っております。

売上高
62億56百万円
(前連結会計年度比2.1%減)

当連結会計年度の賃貸不動産事業の売上高は、62億56百万円（前年同期比97.9%、1億32百万円減）、セグメント利益につきましては、11億53百万円（前年同期比104.7%、52百万円増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は94億37百万円で、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主要設備

・新規テナント 建物及び設備	49億57百万円
・イエローハット店舗 建物及び設備	22億10百万円
・イエローハット本社ビル	8億64百万円
・茨木市土地	8億21百万円

③ 資金調達の状況

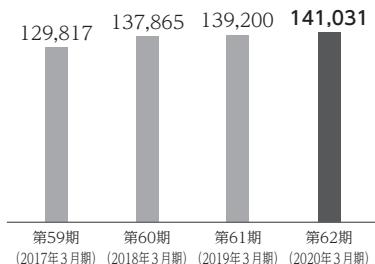
当連結会計年度において設備投資に必要な資金、その他所要資金は手元資金によって充当しております。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

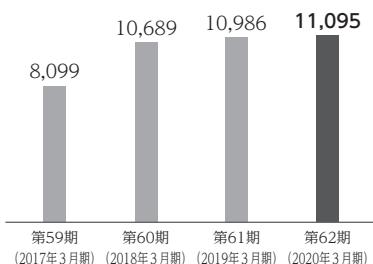
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益（連結計算書類）の状況

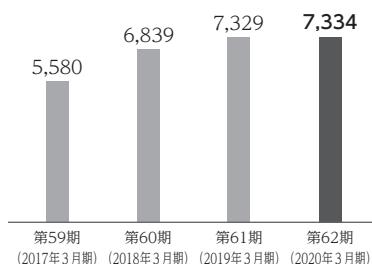
売上高 (単位：百万円)



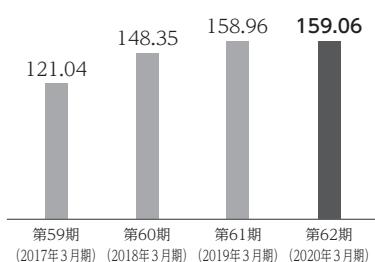
経常利益 (単位：百万円)



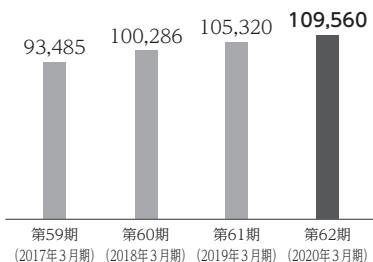
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



項目		第59期 (2017年3月期)	第60期 (2018年3月期)	第61期 (2019年3月期)	第62期 (当期) (2020年3月期)
売上高	(百万円)	129,817	137,865	139,200	141,031
経常利益	(百万円)	8,099	10,689	10,986	11,095
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,580	6,839	7,329	7,334
1株当たり当期純利益	(円)	121.04	148.35	158.96	159.06
総資産	(百万円)	93,485	100,286	105,320	109,560

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 第62期(当期)の事業成績につきましては、「(1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

3. 2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第59期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社イエローハット・ファイナンス	100	100.0	コンサルティング業及び金融業
株式会社愛知イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社長崎イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社福岡イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社ジョイフル	72	100.0	カー用品等製造・販売
株式会社備前イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社群馬イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社埼玉イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社トレッド・イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社北海道イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社神奈川イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社越後イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社大阪イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社兵庫イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社四国イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社山梨イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社静岡イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社広島イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社2りんかんイエローハット	50	100.0	二輪車用品等販売
株式会社西東京イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社栃木イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社京都イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社SOX・イエローハット	30	100.0	二輪車・二輪車用品等販売
株式会社東海イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社千葉イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社沖縄イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社福井イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社ひがし北海道イエローハット	50	100.0	カー用品等販売

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社山陰イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社東東京イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社三河イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社山形イエローハット	20	100.0	カー用品等販売
株式会社近江イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社山口イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社大分イエローハット	50	97.5	カー用品等販売
株式会社新岐阜イエローハット	10	95.0	カー用品等販売
台湾黄帽汽車百貨股份有限公司	230	100.0	カー用品等販売

(4) 対処すべき課題

① カー用品販売事業の拡大

カー用品販売事業の拡大を図るため、「イエローハット」「格安タイヤトレッド」の新規出店を進めると共に、実店舗ならではの品揃えと各種サービスの充実によりタイヤを中心とした消耗品の販売強化に努めます。

② 車検、サービス事業の拡充

車検を始めとするメンテナンスサービス部門の強化に向け、整備資格者の人材育成と指定工場の計画的取得を推進し、サービス部門における収益拡大と顧客の囲い込みを図ります。

③ 二輪事業の強化

二輪事業の強化を図るため、「2りんかん」「バイク館SOX」の新規出店と、バイク用PB商品の拡販や車検獲得による既存店の収益拡大に努めます。

④ 卸売事業の強化

イエローハット店舗以外への一般向け卸売強化のため、メーカーベンダー子会社であるジョイフルによる商品開発及び新規取引先の開拓を進めます。

⑤ 活力ある会社づくり

広告宣伝や販売促進活動の取組み強化を継続し、想起率向上を目指します。また、社内コミュニケーションの良化、社員のモチベーションアップを図ることで、活力ある会社づくりに努めます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当企業集団は、株式会社イエローハット（当社）及び子会社38社（国内37社、海外1社）、関連会社2社（国内1社、海外1社）で構成され、カー用品・二輪用品等の製造、卸売販売及び一般消費者等への小売販売、並びに賃貸不動産事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び事業拠点 (2020年3月31日現在)

当 社		本 社	東京都千代田区
		支 店	宮城県、千葉県、大阪府、山口県
		システムセンター	北海道
		物流センター	宮城県、群馬県、山口県
子会社	株式会社イエローハット・ファイナンス	本 社	東京都千代田区
	株式会社愛知イエローハット	本 社	愛知県一宮市
	株式会社福岡イエローハット	本 社	福岡県大野城市
	株式会社ジョイフル	本 社	宮城県富谷市
	株式会社広島イエローハット	本 社	広島県広島市
	株式会社2りんかんイエローハット	本 社	埼玉県和光市
	株式会社SOX・イエローハット	本 社	埼玉県川口市

(注) 当社は子会社を上記の他に31社所有しております。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,558 (1,411) 名	59 (162) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に平均人員（8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163 (62) 名	▲15 (▲1) 名	47.2歳	21年5ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に平均人員（8時間換算）を外数で記載しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 106,067,490株

(注) 2019年2月15日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式の総数は53,033,745株増加し、106,067,490株となっております。

② 発行済株式の総数 49,923,146株

(注) 2019年2月15日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行済株式の総数は24,961,573株増加し、49,923,146株となっております。

③ 株主数 14,225名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 幸栄企画	6,274	13.5
イエローハット共和会	2,654	5.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,643	5.7
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,299	4.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,912	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,225	2.6
株式会社 三菱UFJ銀行	991	2.1
鍵山 幸一郎	788	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	754	1.6
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	721	1.5

- (注) 1. 当社は自己株式3,783,698株所有しておりますが、大株主表からは除外しております。
 2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 4. 持株比率は小数点第2位を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ・当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

取締役（社外取締役を除く）が保有する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額	行使期間	保有者数
2013年度	105個	普通株式 21,000株	73,400円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2013年5月27日～ 2043年5月26日	3名
2014年度	129個	普通株式 25,800株	79,600円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2014年5月26日～ 2044年5月25日	3名
2015年度	108個	普通株式 21,600株	96,800円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2015年5月25日～ 2045年5月24日	4名
2016年度	124個	普通株式 24,800株	84,800円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2016年5月25日～ 2046年5月24日	4名
2017年度	108個	普通株式 21,600株	97,200円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2017年5月25日～ 2047年5月24日	4名
2018年度	89個	普通株式 17,800株	120,500円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2018年5月25日～ 2048年5月24日	4名
2019年度	257個	普通株式 25,700株	98,000円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2019年5月24日～ 2049年5月23日	4名

(注) 1. 当事業年度末現在における新株予約権の目的となる株式の総数（退任者の保有分も含む）は173,300株です。

2. 2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記「目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」については、当該株式分割による調整後の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

- ・当事業年度中に交付した新株予約権の状況

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

	株式会社イエローハット 第7回新株予約権
発行決議日	2019年5月9日
新株予約権の数	257個
交付された者の人数	取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 25,700株
新株予約権の払込金額	1個当たり98,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2019年5月24日～ 2049年5月23日

(注) 1. 1個の新株予約権につき一部行使はできない。

2. 新株予約権者は、上記の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	堀江康生		
専務取締役	佐藤和幸	店舗運営、ビットサービス、営業管理、店舗開発、賃貸事業、事業開発、支店、子会社（イエローハット事業、卸売事業）担当	(株)ジョイフル 代表取締役会長
専務取締役	白石理	財務・経理、システム、人事・総務、海外事業、内部監査、コンプライアンス、子会社（イエローハット事業及び卸売事業を除く）担当	(株)2りんかんイエローハット 代表取締役会長
取締役	木村義美	商品購買、物流、販促・宣伝 担当	
取締役	湊谷秀光		国会通り法律事務所弁護士
取締役	斎藤四郎		斎藤四郎税理士事務所税理士
常勤監査役	入江義一		
監査役	田中邦彦		
監査役	服部久男		横浜税理士法人代表社員

- (注) 1. 取締役 湊谷秀光及び取締役 斎藤四郎は、社外取締役であります。
 2. 監査役 田中邦彦及び監査役 服部久男は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 湊谷秀光及び取締役 斎藤四郎並びに監査役 田中邦彦を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 取締役 湊谷秀光は、弁護士の資格を有し、法律、経済、社会に対する豊富な経験と幅広い見識を有しております。
 5. 取締役 斎藤四郎は、税理士の資格を有し、税務行政業務における豊富な経験と見識を有しております。
 6. 監査役 田中邦彦及び監査役 服部久男は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・ 監査役 田中邦彦は、証券業界の経理部門に在籍し、経理業務に携わってきた経験があります。
 ・ 監査役 服部久男は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		月額報酬		賞与	
		固定報酬	短期の 業績連動報酬	中長期の 業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	153 (8)	25 (8)	102 (—)	25 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (9)	24 (9)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	177 (18)	49 (18)	102 (—)	25 (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月23日開催の第48期定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度終了後に付与される株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の払込金額と相殺する予定の報酬債権25百万円が含まれております。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第36期定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度末現在の取締役は6名、監査役は3名であります。
6. 当社は、2008年6月26日開催の第50期定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議いただいております。当事業年度末における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。
- | | | |
|---------|----|-------|
| 取締役 | 2名 | 980万円 |
| 監査役（社外） | 1名 | 20万円 |

④ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 湊谷秀光は、弁護士（国会通り法律事務所）であります。
当社と国会通り法律事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 斎藤四郎は、税理士（斎藤四郎税理士事務所）であります。
当社と斎藤四郎税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・監査役 服部久男は、横浜税理士法人の代表社員であります。
当社と横浜税理士法人との間には特別な関係はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区分		氏名	取締役会（14回開催）		監査役会（19回開催）	
取	締	役 湊 谷 秀 光	14回	100%	—	—
取	締	役 斎 藤 四 郎	14回	100%	—	—
監	査	役 田 中 邦 彦	14回	100%	19回	100%
監	査	役 服 部 久 男	11回	78%	19回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況
取締役 湊谷秀光、斎藤四郎及び監査役 田中邦彦、服部久男は、取締役会において、それぞれ議案の審議等に必要発言を適宜行っております。
また、監査役 田中邦彦、服部久男は、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	百万円 56
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	58

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社である台湾黄帽汽車百貨股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人が策定した監査計画の内容、監査の遂行状況並びに報酬見積もりの相当性等について検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用に関するアドバイザリー・サービス業務に対して対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしております。

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社は、法令及び定款に基づき、会社の機関として、株主総会及び取締役、取締役会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会及び会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることをそれぞれの立場から確認する体制を基本とする。
- ii 当社は、取締役の義務と責任を具体的に列挙したコンプライアンスに関する確認書を作成し、取締役は定期的に当該確認書を取締役会及び監査役会に提出する。
- iii 当社は、法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本方針・行動規範として制定した「イエローハット憲章」に基づき、反社会的勢力、団体に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とする。当社及びその子会社から成る企業集団は、基本方針の下、当社の総務部門に情報を一元管理し、警察等の外部機関や関連団体と連携を図りながら、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理することを定める規程を整備し、取締役及び従業員は当該規程に従う。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社は、リスクに関する意識の浸透、リスクの早期発見及び顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めた規程を整備する。
- ii 当社は、全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置し、リスクマネジメントに関する全社方針を定めるとともに、各部署のリスクマネジメントに関する計画の立案・実行を支援する。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、取締役は、目標達成に向けて実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。
- ii 取締役は、ITを活用した経営情報システムを構築し、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社は、「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。
- ii 当社の内部監査部門は、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。
- iii 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

ハ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- i 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - 1) 子会社は取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。また、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査し得る体制とし、内部監査部門は直接当社の代表取締役に報告する体制とする。なお、内部監査部門は、同様の報告を監査役及び監査役会にも行う。
 - 2) 当社は、当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を定期的開催し、情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施する。
- ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、当社グループの財務リスク回避を目的とする財務リスク管理規程を制定し、当該規程に定める定期的な財務リスク評価委員会によるリスク管理に努め、必要とされる課題及び対策を協議する。
- iii 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の効率的な業務遂行に資することを目的に、当社グループの管理運営に関する基本的事項を含む管理規程を制定する。
- iv 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、当社が制定する「イエローハット憲章」に基づき、子会社の取締役及び従業員が社会的役割と責任を果たすよう努める。
 - 2) 当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通のグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。

ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

- i 取締役は、監査役又は監査役会の求めに応じて、その職務を補助するために、必要な人員を配置する。
- ii 監査役及び監査役会の職務を補助する従業員は、当該職務については、取締役の指揮命令を受けない。また、当該従業員の処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない。

チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底する。

リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

i 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

- 1) 取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告する。
- 2) 監査役及び監査役会は、必要に応じ、いつでも取締役または従業員に報告を求めることができる。

ii 子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- 1) 子会社の取締役及び従業員は、法令・定款に違反する、又はその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼし得る重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査役に報告する。
- 2) 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を定期的に当社の監査役に報告する。
- 3) 当社の内部通報担当部門は、当社グループの従業員による内部通報について、当社の取締役会及び監査役会に対し、定期的に報告を行う。

ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の監査役への報告をした当社グループの従業員が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに処理する。

ロ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループの取締役及び従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当事業年度においては、取締役会を14回、監査役会を19回開催し、取締役の職務の執行が適法、適正に行われていることを確認しました。また、専門的知見を有する社外取締役2名及び社外監査役2名を選任し、監督機能の実効性を高めております。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

リスク管理関連の規程に基づき、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制について、危機管理委員会を2回、財務リスク評価委員会を2回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等を実施いたしました。

ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

毎月開催される取締役会において、各取締役より月次の業務執行の状況報告がなされ、状況に応じて適宜改善策が検討されております。取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料の事前配布並びに必要なに応じて議案の事前説明を実施いたしました。また、社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努めました。さらに、従業員の遵法意識向上のため、毎月1回、「コンプライアンス便り」を発信いたしました。

ヘ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制について

当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制が整備されております。また当社において子会社の稟議申請書等の管理を行っており、その営業活動及び決裁権限等を把握し、一定基準の該当する重要事項については子会社の機関決定前に当社の重要な会議における報告を義務付ける等適切な経営管理を実施しております。さらに、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査を行い、直接当社の代表取締役並びに監査役及び監査役会に報告をしております。当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を当該事業年度において2回開催し情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施いたしました。

ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項について

社内規程において、監査役が内部監査室所属の従業員に監査業務の補助を命じることができる旨を定め、配置いたしました。当該従業員は、当該職務について、取締役の指揮命令を受けず、処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない旨、周知いたしました。

チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底いたしました。

リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制について

取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告をしております。さらに、社内規程に従って、当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通の内部通報ホットラインを設置・運用を行っております。

ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制について

社内規程において、前号の報告をした従業員の秘匿性をできる限り維持するとともに、当該従業員に対する報復措置や不利益な処遇を禁じております。

ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針について

社内規程において、監査役の職務の執行について生ずる費用について、当社の経費として費用を支出できるよう定め、監査役の請求に基づき速やかに処理しております。

ヲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

以上、第62期において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元を重視し、連結配当性向30%を目指し、連結業績、財政状況、投資計画等を勘案しながら利益配分を行っていくことを基本方針としております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当決定機関は中間配当・期末配当共に取締役会であります。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、2020年1月31日に「配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり1株につき26円とし、中間配当金とあわせて年間46円とさせていただきます。

次期の配当金に関しましては、上記の方針に基づき、年間52円（中間・期末とも26円）を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
I. 流動資産	50,492
現金及び預金	8,199
受取手形及び売掛金	8,518
たな卸資産	26,497
未収入金	4,313
その他	3,093
貸倒引当金	△130
II. 固定資産	59,068
1. 有形固定資産	42,070
建物及び構築物	18,956
機械装置及び運搬具	529
土地	19,997
リース資産	132
建設仮勘定	164
その他	2,290
2. 無形固定資産	730
のれん	16
ソフトウェア	146
ソフトウェア仮勘定	109
その他	458
3. 投資その他の資産	16,267
投資有価証券	2,316
長期貸付金	412
敷金	9,177
繰延税金資産	2,812
その他	1,852
貸倒引当金	△302
資産合計	109,560

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
I. 流動負債	19,459
支払手形及び買掛金	9,375
リース債務	71
未払金	3,061
未払法人税等	1,931
賞与引当金	1,173
ポイント引当金	648
その他	3,197
II. 固定負債	5,680
受入保証金	1,956
リース債務	258
退職給付に係る負債	154
資産除去債務	2,969
その他	340
負債合計	25,139
純資産の部	
I. 株主資本	85,944
資本金	15,072
資本剰余金	10,401
利益剰余金	62,718
自己株式	△2,248
II. その他の包括利益累計額	△1,688
その他有価証券評価差額金	252
土地再評価差額金	△1,907
為替換算調整勘定	21
退職給付に係る調整累計額	△55
III. 新株予約権	160
IV. 非支配株主持分	4
純資産合計	84,420
負債純資産合計	109,560

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	141,031
売上原価	84,514
売上総利益	56,517
販売費及び一般管理費	46,423
営業利益	10,093
営業外収益	1,057
受取利息	65
受取手数料	336
持分法による投資利益	57
貸倒引当金戻入額	66
その他	530
営業外費用	56
支払利息	11
為替差損	1
その他	42
経常利益	11,095
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	643
固定資産除却損	35
投資有価証券売却損	3
減損損失	604
税金等調整前当期純利益	10,453
法人税、住民税及び事業税	3,430
法人税等調整額	△311
当期純利益	7,334
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	7,334

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,072	10,394	57,137	△2,250	80,354
当期変動額					
剰余金の配当			△1,753		△1,753
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,334		7,334
自己株式の取得				△0	△0
新株予約権の行使		1		2	4
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		5			5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	—	6	5,581	2	5,590
当期末残高	15,072	10,401	62,718	△2,248	85,944

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	380	△1,907	26	△61	△1,562	139	9	78,940
当期変動額								
剰余金の配当								△1,753
親会社株主に帰属する 当期純利益								7,334
自己株式の取得								△0
新株予約権の行使								4
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								5
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△127	—	△4	6	△125	21	△5	△110
当期変動額合計	△127	—	△4	6	△125	21	△5	5,480
当期末残高	252	△1,907	21	△55	△1,688	160	4	84,420

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	38,291
現金及び預金	7,297
受取手形	871
売掛金	8,163
リース債権	79
商品	3,955
貯蔵品	172
前渡金	109
前払費用	1,133
短期貸付金	13,233
未収入金	4,012
その他	1,436
貸倒引当金	△2,173
固定資産	62,325
有形固定資産	43,230
建物	18,725
構築物	1,141
機械及び装置	198
車両運搬具	275
工具、器具及び備品	2,490
土地	20,233
建設仮勘定	164
無形固定資産	710
借地権	451
ソフトウェア	142
その他	115
投資その他の資産	18,384
投資有価証券	2,197
関係会社株式	5,319
長期貸付金	412
破産更生債権等	17
長期前払費用	378
繰延税金資産	716
敷金	9,169
その他	476
貸倒引当金	△302
資産合計	100,616

科目	金額
負債の部	
流動負債	16,826
買掛金	7,751
短期借入金	1,500
リース債務	79
未払金	3,423
未払費用	104
未払法人税等	1,987
未払消費税等	99
預り金	37
前受収益	1,511
賞与引当金	127
その他	203
固定負債	5,525
リース債務	289
退職給付引当金	13
資産除去債務	2,961
その他	2,260
負債合計	22,352
純資産の部	
株主資本	80,059
資本金	15,072
資本剰余金	10,395
資本準備金	9,075
その他資本剰余金	1,319
利益剰余金	56,868
利益準備金	570
その他利益剰余金	56,298
別途積立金	11,536
特別償却準備金	76
固定資産圧縮積立金	436
繰越利益剰余金	44,249
自己株式	△2,277
評価・換算差額等	△1,954
その他有価証券評価差額金	238
土地再評価差額金	△2,193
新株予約権	160
純資産合計	78,264
負債・純資産合計	100,616

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	98,799
売上原価	81,509
売上総利益	17,290
販売費及び一般管理費	8,497
営業利益	8,792
営業外収益	924
受取利息	161
受取配当金	51
受取手数料	574
その他	137
営業外費用	24
支払利息	12
為替差損	1
その他	10
経常利益	9,693
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	124
固定資産除却損	56
投資有価証券売却損	3
関係会社株式評価損	39
減損損失	23
税引前当期純利益	9,571
法人税、住民税及び事業税	3,322
法人税等調整額	△58
当期純利益	6,306

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					別途積立金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	15,072	9,075	1,318	10,394	570	11,536	101	436	39,670	52,315	△2,279	75,501
当期変動額												
剰余金の配当									△1,753	△1,753		△1,753
当期純利益									6,306	6,306		6,306
特別償却準備金の取崩							△25		25	—		—
自己株式の取得											△0	△0
新株予約権の行使			1	1							3	4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
当期変動額合計	—	—	1	1	—	—	△25	—	4,578	4,553	2	4,557
当期末残高	15,072	9,075	1,319	10,395	570	11,536	76	436	44,249	56,868	△2,277	80,059

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	360	△2,193	△1,832	139	73,808
当期変動額					
剰余金の配当					△1,753
当期純利益					6,306
特別償却準備金の取崩					—
自己株式の取得					△0
新株予約権の行使					4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△121	—	△121	21	△100
当期変動額合計	△121	—	△121	21	4,456
当期末残高	238	△2,193	△1,954	160	78,264

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 イエローハット
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 沢 直 靖 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市 原 順 二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イエローハットの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イエローハット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 イエローハット
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 市 原 順 二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イエローハットの2019年4月1日から2020年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社 イエローハット 監査役会

常勤監査役 入江 義一 ㊟

監査役
(社外監査役) 田中 邦彦 ㊟

監査役
(社外監査役) 服部 久男 ㊟

以上

株主総会 会場ご案内図



小伝馬町駅、人形町駅から
ご来場の場合

アクセス

◆小伝馬町駅からご来場の場合

東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」1番出口より徒歩約4分
※出口より人形町方面に約200m進み、
「東京商品取引所入口」交差点を左折し約200m



東京商品取引所交差点



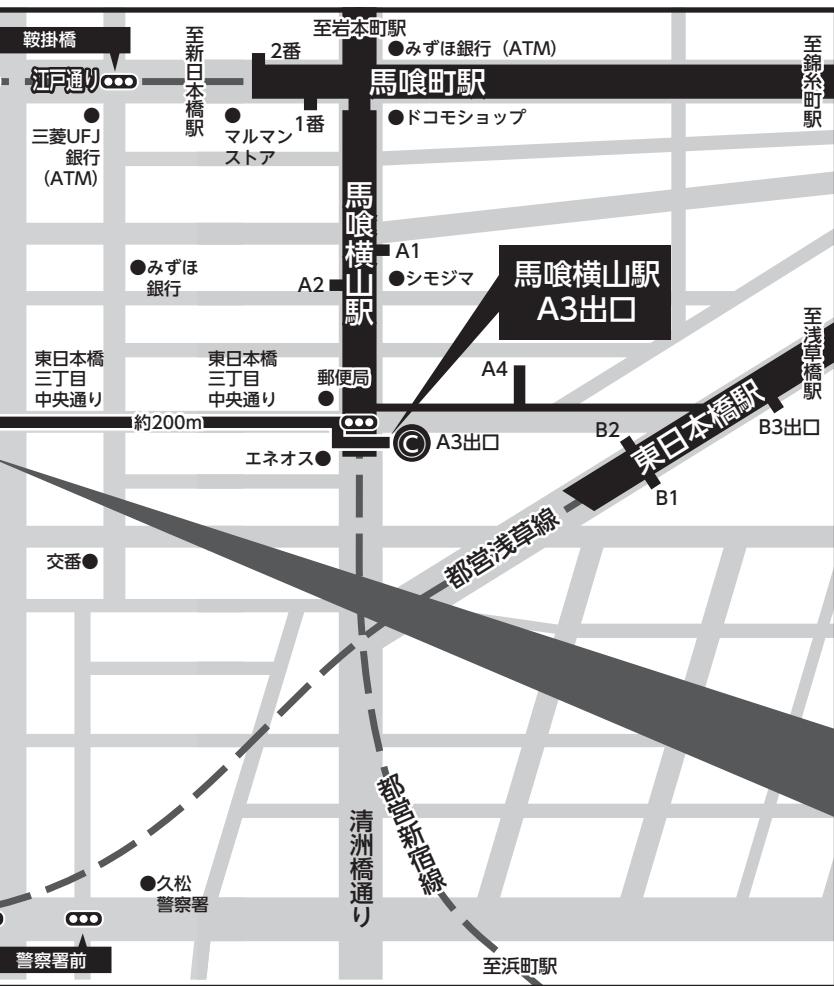
東京商品取引所入口 (標示)



会場 (サンライズビル)

◆人形町駅からご来場の場合

東京メトロ日比谷線及び都営浅草線「人形町駅」A4番出口より徒歩約5分
※出口より小伝馬町方面に約350m進み、「東京商品取引所入口」
交差点を右折し約200m



会場

東京都中央区日本橋富沢町11番12号

サンライズビル 3階コンベンションホール

※会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

問い合わせ先

株式会社イエローハット
TEL 03-6866-1680 (代表)



サンライズビル 3階コンベンションホール

馬喰横山駅、東日本橋駅、 馬喰町駅からご来場の場合

アクセス

◆馬喰横山駅からご来場の場合

都営新宿線「馬喰横山駅」A3番出口より徒歩約3分
※出口より「東日本橋三郵便局」を右手に東日本橋三丁目中央通りを約200m



馬喰横山駅A3出口



馬喰横山駅A3出口からの景色



会場 (サンライズビル)

◆東日本橋駅及び馬喰町駅からご来場の場合

都営浅草線「東日本橋駅」及びJR総武本線「馬喰町駅」より徒歩約5分
(地下道を利用し、都営新宿線(「馬喰横山駅」)方面のA3番出口からのご来場が便利です。)

イエローハットの、原点。

通学時に児童がかぶる「黄色い帽子」が社名の由来です。

そこには、自動車産業に携わる企業として、
人とクルマとの心地よい共存関係と、
すべての方へ「交通安全」を願う想いが込められています。



・ヒヤリハット撲滅キャンペーン

2020年4月6日～4月15日

「春の全国交通安全運動」に合わせ、交通事故の発生原因となる「安全不確認」「脇見運転」「動静不注視」などの機会を軽減する商品のご紹介および、クルマの制御に重要なタイヤの無料点検を実施し、点検をご用命いただいた方に「イエローリボン」ステッカーを進呈しました。

■「イエローリボン」とは

「イエローリボン」は、クルマ社会に関わる企業として、人とクルマとの共存関係と、すべての方の「交通安全」を願う想いから制作いたしました。



・全国交通にゃん全運動

2020年2月21日～2月29日

今もなお日本各地で被害が絶えない猫の交通事故について、2/22「猫の日」をきっかけに、事故に遭いやすい猫でさえも安全に暮らせるクルマ社会の実現を目指し、新聞広告ならびに、ご賛同いただいた方にステッカーを進呈しました。

イエローハットでは、様々な活動を通じて、
安全なクルマ社会を願って、今日もお客様をお迎えしています。

株主優待情報

3月末及び9月末現在の株主名簿に記載または記録された100株以上保有されている株主の皆様は、全国の「イエローハット」「2りんかん」「バイク館SOX」の各店舗及び「イエローハット車検センター」でご利用いただける『お買物割引券(300円割引券)』を送付いたします。1回のお買上げ金額1,000円(税込み)毎に1枚ご使用いただけます。

また、全国の「イエローハット」店舗で「油膜取りウォッシュャー液2.5L 1本」と引換えができる『商品引換券』を1枚送付いたします。

100株以上	割引券10枚(3,000円分)	+商品引換券1枚
1,000株以上	割引券25枚(7,500円分)	+商品引換券1枚
3,000株以上	割引券40枚(12,000円分)	+商品引換券1枚
5,000株以上	割引券50枚(15,000円分)	+商品引換券1枚

『お買物割引券』



『商品引換券』



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。